

第24号



いぬわし君の

交通安全Journal

ジャーナル

令和7年12月15日
石川県警察本部
交通企画課
(076)225-0110

飲酒運転根絶

飲酒運転をしない！させない！許さない！

飲酒運転は極めて悪質・危険な犯罪です。「少ししか飲んでないから大丈夫」など安易な考えはやめましょう。

飲酒運転とは…

酒酔い運転

罰則 5年以下の拘禁刑 又は 100万円以下の罰金

違反点 35点

酒気帯び運転

罰則 3年以下の拘禁刑 又は 50万円以下の罰金

違反点 25点 (呼気中アルコール濃度0.25mg / ℥ 以上)

13点 (呼気中アルコール濃度0.15~0.25mg / ℥ 未満)



飲酒運転周辺三罪

飲酒運転を助長・容認した人も厳罰に科せられます！

①車両の提供

運転者が酒酔い運転	5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金
運転者が酒気帯び運転	3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

車両の提供



酒類の提供



②酒類の提供

③要求・依頼して同乗

運転者が酒酔い運転	3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
運転者が酒気帯び運転	2年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金

要求・依頼して同乗



年末の交通安全県民運動

期間：12月11日（木）～12月20日（土）

X(旧ツイッター)を運用しています。フォローお願いします！【石川県警察交通安全情報@IP_koutuu_anzen】

【いぬわし君の交通安全Journal】

◇毎月1日、15日（土・日・祝の場合、翌平日）に配信します。

◇県警のウェブサイトにも掲載しています。www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/

